

徳島市工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、徳島市工事検査要綱（以下「工事検査要綱」という。）第12条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ適確な評定を実施し、もって受注者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、請負額が300万円を超える請負工事について行う。

(評価者)

第3 工事成績の評価者（以下「評価者」という。）は、工事検査要綱第3条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該工事を担当する総括監督員及び主任監督員又は現場監督員（以下「監督員」という。）とする。

(評価の方法)

第4 評価は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評価は、監督、検査により確認した事項を工事成績評定の土木・建築工事別考查項目に基づき、評価者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

3 評価は、工事成績表（工事検査要綱様式第6号、以下「成績表」という。）及び工事成績表の考查項目別運用表（別紙－1～別紙－3）によるものとする。

4 評価結果は、工事成績評定書（様式第15号）に記録するものとする。

5 評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（考查項目別運用表別紙－4）及び「施工プロセス」のチェックリスト（考查項目別運用表別紙－5）を考慮するものとする。

6 「創意工夫」、「工事特性」、「社会性等」に関しては、受注者は、当該工事における実施状況を別添様式1及び別添様式2により提出できるものとし、評価者は、提出があった場合は考慮するものとする。

(成績表の提出)

第5 監督員は、工事のしゅん工までに下検査を行い、検査員を除く評価を取りまとめのうえ成績表を検査員に提出するものとし、検査員はこの成績表に自己の評価を加えて成績点合計を算出するものとする。

2 検査員は、評価を定めたときは、成績表をしゅん工検査結果調書（工事検査要綱様式第7号）に付するものとする。

(評定結果の通知)

第6 検査に係る工事主管課長及び事業主管課長（以下併せて「工事施行者」という。）は、前項の規定によって算出された合計点をもってそのまま工事成績を評定するものとし、その評定の結果を当該工事の受注者に対して工事成績評定書（様式第15号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第7 工事施行者は評定の結果を通知した後、工事に契約不適合のあることが判明し評定を減点修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものと

する。

(説明請求等)

第8 第6または第7の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、工事施行者に評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 工事施行者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(補足)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 次に掲げる基準等は、平成15年3月31日をもって廃止する。

(1) 徳島市建設工事しゅん工検査工事成績表

(2) 徳島市建設工事しゅん工検査成績採点基準（考査項目別運用表）

3 次に掲げる基準等は、平成25年3月31日をもって廃止する。

(1) 平成22年7月1日施行の工事成績表（5段階評価）

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日以後に契約した工事、又は検査について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

3 この要領の改正後の様式に相当する改正前の要領による様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別添様式1

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況

工事名			受注者名
項目	評価内容	備考	
□創意工夫	□施工関係	施工に伴う器具・工具・装置類	
		二次製品、代替材の利用	
		施工方法の工夫、施工関係の工夫	
		照明・視界確保等の工夫	
		仮設計画の工夫	
		施工管理、品質管理の工夫	
	□品質関係	施工(土工、設備、コンクリート打設)の工夫	
		使用材料の工夫	
	□安全・衛生関係	安全施設・仮設備の配慮	
		安全教育・講習会・パトロールの工夫	
		作業環境の改善	
		交通事故防止の工夫	
	□その他		
□工事特性	□構造物特殊性	対象構造物の規模が特殊	
		対象構造物の形状の複雑さ	
		構造物、技術固有の難しさへの対応	
	□作業環境、社会条件	鉄道・供用中の道路・建築物等の近接物	
		地中埋設物等の地中内の作業障害物	
		騒音・振動を配慮	
		現道上の交通規制	
		緊急時の対応	
		施工箇所が広範囲な工事	
	□自然・地盤条件	特殊な地盤状況への対応	
		雨・雪・風・気温・波浪等の影響	
		急峻な地形及び土石流危険渓流内	
		動植物等の自然環境の保全配慮	
	□長期工事の安全確保		
□社会性等	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護	
		現場環境の地域への調和	
		地域住民とのコミュニケーション	
		ボランティアの実施	

1. 該当する項目の□にレマークを記入

2. 具体的内容の説明として、写真、ポンチ絵等を説明資料に整理

別添様式2

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工事名			
項目		評価内容	
提案内容 (説明)			
(添付図)			
説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じ別葉とする。			

説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じ別葉とする。